

7月29日(月)設立  
お知らせ 一般社団法人 みたよ交通システム事業団 MiLAIS を設立しました

▶問い合わせ 地域戦略課 ☎ 73-3011



**交通・移動手段の課題解決をめざします**

昨今の人口構造の変化、さらにはライフスタイルの多様化の影響で、移動困難者の増加や交通・移動ニーズの高度化が進み、地方の生活における移動は、重要な位置付けとなっております。

地域住民や来訪者に適した交通・移動などのモビリティ(※)サービスの提供や支援をすることにより、全ての人が「行きたいときに、行きたいところへ、行けるまち」の理念を享受し、持続するまちで、豊かに暮らしているように取り組みます。

※モビリティ：交通手段や移動手段のこと

くらし 国民年金のお知らせ

▶申し込み・問い合わせ 市民課 善通寺年金事務所 ☎ 73-3005 ☎ 0877-62-1662

**国民年金の任意加入制度**

老齢基礎年金の受給資格を満たしていない人や満額受給できない人は、60歳を過ぎても国民年金に加入することができます。

**任意加入条件(全てを満たすこと)**

- ・国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ・繰り上げ支給を受けていない人
- ・保険料の納付が480月未満の人
- ・厚生年金保険、共済組合などに加入していない人

※受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人、国外に居住する日本人で20歳以上65歳未満の人も加入することができます。

**国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある皆さんへ**

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

年金額を増やすために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。



10月分(12月支給)から  
くらし 児童手当の対象者が拡充されます

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎ 73-3016

拡充前 (月額) 9月分(10月支給)まで		拡充後 (月額) 10月分(12月支給)から	
3歳未満	15,000円	3歳未満	15,000円
3歳~小学生	10,000円 第3子以降は15,000円	3歳~小学生	10,000円 第3子以降は30,000円
中学生	10,000円	中学生	
高校生年代	なし	高校生年代	22歳の年度末まで(大学生年代) ※進学・就職を問わず、経済的負担があれば対象
第3子以降の算定対象	18歳の年度末まで(高校生年代)	第3子以降の算定対象	
所得制限	あり	所得制限	なし
支給月	年3回(2月・6月・10月)	支給月	年6回(偶数月)

児童手当法の一部改正により、10月分(12月支給)から支給対象が拡充されます。改正に伴い、申請が必要なのは、10月上旬までに申請案内を郵送します。

**申請はお早めに**

申請完了日	支給予定日
10月31日(木)まで	12月定期支給日(10月分から支給)
令和7年3月31日(月)まで	(さかのぼって)10月分から支給
令和7年4月1日(火)以降	直近の支給日(申請の翌月分から支給)

**新たに申請が必要な人**

- ・所得制限により、現在は受給していない人
- ・高校生年代以上の子どものみを養育しており、現在は受給していない人
- ・大学生年代を含む3人以上の子どもの養育している受給者
- ・算定対象に登録されていない高校生年代の子どもの養育している受給者
- ・受給者：現在、児童手当または特例給付を受けている人

※他市に住民票がある子どもを監護しているなど、10月上旬までに書類が届かない場合は、子育て支援課までご連絡ください。

**受給資格者**

支給対象を養育する父母などのうち、所得が高い人

※施設・里親で養育している人は、子育て支援課まで個別に相談してください。

※受給資格者が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。

※受給資格者が市外に住民登録をしている場合は、住民票がある市町へ申請してください。

9~10月は  
お知らせ 行政相談月間です

▶問い合わせ 総務課 ☎ 73-3000



▲行政相談マスコット「キクーン」

**行政に関する困りごとをご相談ください**

「困っている」「どこに相談したらいいかわからない」「〇〇してほしい」など、役所の手続きや行政サービスで困っていることはありませんか？

どんな小さなことでも、まずは身近な行政相談委員にご相談ください。

今月の行政相談の日程は、17ページをご確認ください。

お知らせ 全国家計構造調査を実施します

▶問い合わせ 地域戦略課 ☎ 73-3011

家計における消費、所得、資産および負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布および消費の水準、構造などを全国のおよび地域別に明らかにすることを目的として、全国家計構造調査を実施します。

統計調査員証を携帯している調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、回答をお願いします。

なお、統計調査により集められた個人情報には厳重に保護され、統計法に定められている利用目的以外に使用することはありません。

**調査対象期間** 10~11月

**各申し込み方法**

基礎年金番号が分かる書類、本人確認ができるもの、(任意加入希望者は、通帳、金融機関届出印も)を持って、市民課、各支所または年金事務所です手続きをしてください。

**社会保険労務士による無料出張年金相談(要予約)**

- 日時 9月11日(水) 午前10時~午後3時
- 場所 危機管理センター
- 内容 年金相談や年金請求・各種手続きの受け付け
- 持ち物 基礎年金番号が分かる書類、相談者の本人確認ができるもの

※代理人の場合は、委任状および代理人の本人確認ができるもの

▼申し込み・問い合わせ  
街角の年金相談センター高松 ☎ 087-811-6020

